

勸告に当たって

(北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、本市職員の給与等に関する報告及び勸告を行いました。

公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、従来から本委員会は、本市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本として、勸告を行ってきました。

本年も、本市行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、本市職員の給与が民間従業員の給与を112円(0.03%)下回っていました。

本委員会は、この較差は小さく、おおむね均衡していることから、本年は較差解消のための改定を行わないことが適当と判断しました。

一方、特別給(ボーナス)については、市内民間事業所における支給状況を受けて、国に準じて措置することが適当である旨報告しました。

これにより、月例給は5年ぶりに据え置きになるものの、ボーナスは5年連続の引上げという内容になります。

このほか、「これからの人事・給与制度」、「定年の引上げ」、「本市職員の働き方」、「心の健康づくりとハラスメント防止」、「会計年度任用職員」及び「公務員倫理の徹底」について、本委員会としての基本的な考え方を述べております。

人事委員会の給与勸告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

関係各位におかれましては、勸告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、職員各位におかれては、市民の信頼と期待に応えるよう公務員としての高い倫理観と使命感を持ち、一層職務に精励されるよう要望いたします。

平成30年9月21日

北九州市人事委員会

委員長 河原 一 雅